

棄民植民地オーストラリア

——イギリス流刑政策と第一船団流刑囚の分析——

鈴木顕介

I 第1船団流刑囚をなぜ取り上げたか

オーストラリアは、先住オーストラリア人であるアボリジニの移住にまで遡れば、約5万年の歴史を持っている。しかし、現代オーストラリアの主流を形成する白人オーストラリアに限れば、植民開始以来200年を少し超す若い国である。

植民の出発点となったのは、1778年にイギリスから現在のシドニーに到着した「第1船団」と呼ばれる流刑囚を乗せた移住船の集団である。この800人に足りない男女の強制移住者を労働力として、植民地開拓は始められた。現在では、アジア諸国・地域を含めた世界各地からの移住者とその子孫で構成されるオーストラリアであるが、植民の初期はアイルランドを含むイギリスからの植民者が全てであった。特に1868年に流刑が廃止されるまでに、オーストラリアに送り込まれた流刑囚は、約16万人に上り初期移民の中核となっていた。

この強制移住者である流刑囚が、200年の間に出身地イギリスではみられないオーストラリア独自の国民性を形成する過程に与えた影響は、少なからぬものがあろう。

本稿では、イギリス政府のオーストラリア流刑植民地建設に至る政策決定の経緯と、流刑政策の中で、流刑囚をどのようにみなしていたか——その背景となった思想を検証した。これと並んで、流刑囚がどのような人々で、どんな犯罪を犯したか——を分析するとともに、どのような心情でオーストラリアへ送られたか——についても若干の考察を加えた。これによって、流刑植民地としての成り立ちと、「オージー気質」といわれるオーストラリア社会にみられる特質の形成とのかかわりが、とらえられると考えたからである。

流刑囚の分析には、原資料として第1船団全流刑囚の裁判記録の1次資料を集大成したJohn Cobleyの労作 *THE CRIME OF THE FIRST FLEET CONVICTS* 所載の個人別記録を使用した。この記録には、氏名、年齢、裁判の時期と場所、犯罪内容が記されている。対象としたのは、同書収録の男性流刑囚587人、女性流刑囚192人の計779人である⁽¹⁾。

第1船団778人の流刑囚だけが対象では、16万人に上る流刑囚の全体像をとらえることは難しい、との指摘もできようが、第1船団の流刑囚の小集団は、18世紀後半のイギリスにお

ける流刑相当犯の類型を示している。このことは、1965年に初めて流刑囚15万人から20人に1人を抽出して、流刑囚の全体像の統計的分析を試みたオーストラリアのLloyd Robsonの調査結果⁽²⁾との比較でも、十分裏付けられる。

II 流刑植民地はどのように決定されたか

18世紀後半のイギリスの社会状況は、産業革命の進行と、農村における「囲い込み」によって社会構造の激変に直面していた。大都市、中でもロンドンへの貧民の流入による都市人口の急増と、これに伴う犯罪の増加は著しかった。

18世紀前半までは極めて緩やかであったイギリスの人口増加は、1750年以降速度を早め、特に1780年を境に人口増加は急激な上昇に転じた。1750年の766万人が1780年には890万人に、これが1801年には1050万人に増えている⁽³⁾。このころのロンドンの人口増も著しく、1750年から1770年の20年間に倍増したとの推定がある⁽⁴⁾。19世紀に入るとこの傾向はさらに加速し、イギリスで初の人口調査が行われた1801年以降のロンドンの人口動態をみると、1801年（111万人）1831年（190万人）1871年（389万人）と急カーブの増加をみせている⁽⁵⁾。

一方、ロンドンでは急増する流入人口に見合う職はなく、失業状態にある貧民を増やす結果となった。さらに1750年から1780年にかけて出生率の増加だけでなく、乳幼児の死亡率も目立って低下してきた。当時は、低賃金で働かされる10歳にもならない年少労働者の酷使が普通であった。それだけに、乳幼児人口の増加は数年のうちに若くて安い労働力の増加につながり、それ以上の年齢層の労働者の職を奪い、これが失業に拍車をかけた。

このような都市の状態は当然、犯罪の温床を育むことになった。次に当時の“犯罪都市ロンドン”の片鱗のいくつかを紹介しよう。

「ポケットからすられたくないなら、人混みの中で決して立ち止まったり、版画屋のウインドウをのぞいたりするな。ポケットの口を服の裏側にあけるのは、賢明なことだ。これでしばしば、すられるのを防げる」。1790年のロンドンへの旅行者に対する注意である⁽⁶⁾。

18世紀末、大ロンドンの警察長官であったPatrick Colquhounは「社会の最も下等で邪悪な部分が、街道筋を旅行する特権や、襲われたり、奪われたり、ましてや傷つけられ、殺される危険に合わせずに暗くなつてからロンドンに近づける特権を、われわれから奪うのを許すならば……、また、朝になるまでに家に押し入られて、財産を奪われたり、自分の命を大きな危険にさらさずに、家の中で横になって休めないならば、生まれながらの権利である自由を」イギリス人は誇れない——と嘆いた⁽⁶⁾。

また、彼は1797年にロンドン市民のほぼ8分の1に当たる10万5000人の犯罪者がロンドンにいると推定している。このうち窃盗専門が2000人、こそ泥の類が1万5000人、偽金作り

3000人、売春婦5万人と述べている⁽⁷⁾。

ロンドンの中央刑事裁判所の記録では、1768年に613人が殺人、夜盗、強盗、窃盗容疑で裁かれ、半数以上が有罪で47人が死刑となった。裁判を受けた容疑者の数は、1794年にはこの2倍に上り、493人が有罪、うち死刑は68人であった⁽⁸⁾。

イギリスからの流刑は、オーストラリアが初めてではない。アメリカ植民地は距離も本国から近く、その成立の初期から流刑囚が送られた。すでに開拓地に入っていた移民が、流刑囚を労働力として買い取る年期奉公人の形が取られていた。イギリス政府にとって送り出してさえしまえば、囚人の管理も必要とせず、財政的な負担もいらない歓迎すべき制度であった。囚人労働力の移送は、ヴァージニア植民地成立直後の1611年から試みられ、1717年に流刑制度の新しい法律がつくられてからアメリカ独立戦争中の1777年までの60年間に、アイルランドを含めたイギリスから約4万人の流刑囚が、アメリカとカリブ海諸島に送られた⁽⁹⁾。

犯罪の増加によって監獄にあふれる囚人のはけ口となっていたアメリカの門戸が、独立戦争によって閉ざされた。当初、イギリス政府はこの植民地の反乱が長期化しないと考え、労働力としての流刑囚は戦いの行方とは関係なく必要とみていた。このため、当面の措置として満員の監獄に代わって、老朽船を代用監獄に仕立てて囚人を収容する「監獄船法」を1776年に2年間の時限立法でつくった。だが、期待に反して独立を達成したアメリカは、奴隸に等しいとして流刑囚の受け入れを拒否した。

この裏にはアメリカの農業労働力が、黒人奴隸に替わっていた実態がある。奴隸貿易は1619年に始められ、17世紀後半にはイギリスのアフリカ奴隸貿易への参入でアメリカへの黒人奴隸の流入が激増した。1780年にはアメリカ植民地の黒人奴隸は57万5000人に達している⁽¹⁰⁾。流刑囚よりも終身の安定した労働力である黒人奴隸の方が、南部の農場での労働力に適していたからである。

アメリカという囚人移送地を失ったイギリス政府は、1790年まで年1000人もの囚人をロンドンのテムズ川や、南部海岸のポーツマスなどの港に帆柱を取り除いて停泊させた老朽船の代用監獄船に送った。超満員の監獄船では暴動や脱走の恐れだけでなく、チフスなどの伝染病も発生した。監獄船の停泊地住民の間で大きな問題となり、議会にも解決を求める請願が出される事態となった。囚人であふれる監獄と監獄船対策は政府にとって急務であった。1783年に登場したピット内閣は、1784年8月に新たに「流刑法」を定め法制を整えたが、流刑を再開するにはアメリカに代わる流刑地を決めなければならなかった。

この問題の検討を進めていた下院の委員会は、アフリカ海岸の多くの候補地の中から2つの地域と、オーストラリア東岸のボタニー湾（現在のシドニー南部郊外）を候補地にあげた。

アフリカの候補地は、西岸のガンビアのガンビア川付近と、もう一つは現在、南アフリカとナミビア国境になっているオレンジ川川口地域であった。委員会はガンビア川計画を高温、多湿の不健康地との理由で退けた後、オレンジ川川口を流刑候補地として決めた。ここはインド航路の途中にあり、戦略的拠点としても有利と考えて1785年に調査船を出したが、調査結果は乾燥地帯で自給できる植民地はつくれない、というものであった。

流刑の判決を受けた囚人の対策で追いつめられていたピット内閣は、翌1786年8月、唐突にボタニー湾に囚人植民地を建設することを決めた。ボタニー湾は、委員会の審議で最後に残された候補地、言い換えれば一番好ましくない場所であった。

III 「追放」と「棄民」の政策

これまでにオーストラリアの「ボタニー湾植民地計画」が決まるまでの経緯と、流刑計画の背景を概観した。次にこの計画を決めたイギリス政府の政策決定の背景にあった考え方はどうなものであったか——を検証したい。

第1船団が送り出される過程をみると、ボタニー湾計画の目的が植民地建設よりも囚人の「イギリスからの追放」と「オーストラリアへの棄民」にあった、と推論できる次の諸点が指摘できる。①現地調査をせずに大量の流刑囚を送り込んだ②流刑囚の選別で植民地建設に必要な人材に配慮がなかった③開拓用資材の準備が不十分であり、流刑囚の安全な輸送対策も欠けていた④「若さ」と「男女比率」だけが流刑囚の選別基準で、ボタニー湾計画の立案後に女囚の流刑判決が集中した——これらの諸点について以下に述べる。

①不十分な現地調査=流刑植民地をボタニー湾とするイギリス政府の決定が、十分な調査、検討を経ずに極めて性急になされ、流刑囚の大船団が送られた。

インド航路の途中にあり、すでに奴隸貿易の拠点がつくられて、オーストラリアに比べれば情報の多いアフリカ西海岸の候補地には調査船を派遣しながら、ボタニー湾にはここが植民地建設の適地であるかどうかを現地で実証調査する船が送られなかった。

アフリカ西海岸を断念した時点では、満員の監獄と監獄船、日々増える収監者、脱走、獄内暴動、伝染病のおそれを懸念した議会内外からの圧力で、ピット政権は実態的にも、政治的にも追いつめられていた。往復で1年半は見込まなければならないオーストラリアの現地調査をしてから決定する時間的なゆとりはなかった。また、もしボタニー湾が不適地となっても手持ちの候補地は他になかった。是が非でもここに決めなければならなかつたのである。

ボタニー湾についての唯一の情報はJames Cookによる探査報告であった。Cookは南太平洋のタヒチ島で金星の太陽面通過を観測した後、イギリス海軍の命で南太平洋の探査に当た

り、1770年4月オーストラリアのボタニー湾に上陸した。この後、Cookはさらにオーストラリア東海岸を北上して同年8月ヨーク半島北端のポゼッション島でオーストラリア東海岸一帯のイギリスによる領有を宣言した。

Cookの報告書には、ボタニー湾が開拓に適地であると推論できるような次の諸点が記されていた。¹¹ ①少なくとも森の一部は、木と木の間隔が離れている疎林なので、木を伐採せずに開墾ができる②穀類の栽培に適した厚い黒土層の土地が多く見受けられ、現状では素晴らしい草地である③岩石は砂質で非常に建築材料に適している¹¹。

この探査航海に同行した植物学者のJoseph Banksも、帰国後ボタニー湾が入植地として適していることを強調した。下院の委員会でもBanksはボタニー湾が自給可能な肥沃な土地で、草も豊かで牛や羊の飼育に適し、水、木材も豊富にあり、それと同時に脱走が難しいため流刑地として適地である点も含めて証言した¹²。

これらの証言、報告は、再度の調査を省きたい政府にとって有力な拠り所であった。しかし、ボタニー湾に着いた第1船団のPhillip総督は、豊かな黒土地帯も、草原も見つけられず、直ちに船団を北のシドニー湾（ポート・ジャクソン）に移動させ、そこに植民地をつくった。この大きな落差を生んだ理由は、植民地設立を前提とした現地の実証調査を省いたからにほかならない。イギリス政府が植民地建設の成否よりも、とりあえず囚人を送り出してしまえばよいという棄民の考え方方に立っていたことが、ここからも読み取れる。

②人材への無配慮=流刑囚の選別で植民地設立のために必要な人材となる技能職種を計画的に選んでいない。

適切な人材が流刑判決囚の中から選択されていたかどうかを推定する材料は、第1船団流刑囚の裁判記録の職業と年齢にある。まず植民地での労働力の主体となる男性囚人の職業、年齢の把握率が極めて低いことが指摘できる。男囚の収監前の職業が分かっている者は3分の1、587人中196人（33.39%）にとどまっている。このように低い把握率から適切な人材を選ぶことはまず不可能である。調査を徹底しなかったこと自体が、イギリス政府の植民地建設に対する不熱心さを示している。

限られた職業判明者の職種を分析すると、27人は無職、82人は専門のない肉体労働者で、これらを差し引くと87人。さらにこの中から召使い、ウェイター、行商、夜警、ゴミ掃除などのサービス業や技能職とはみなしくい職種を除くと、確認された技能職は72人（12.26%）にとどまっている。

中でも植民地の基礎建設に役立つ建設業種関連では、大工3、レンガ焼き工3、レンガ積み工2、石工1、左官2、鍛冶屋1、ブリキ屋1の13人だけである。開拓による自給植民地

を目指しながら、農業関係者で分かっているのは干し草つくり1人と庭師が1人である。漁師は1人。食生活関連では、製粉屋2、肉屋2、パン屋1。その他の生活関連では、洋服仕立て屋2、靴職人6、製革工1、織工3、靴下織工3、絹織工2、印刷工1などがあげられる。船大工1人のほか、船員・水夫・船子13人などの海運関係者は他の分野に比べて多い。

政府がつかんでいた職種と人数からみる限り、第1船団の囚人選択に当たって植民地の初期建設に必要な技能職を選ぶ考慮は、全く払われていなかったと結論づけられる。

実際に植民地建設に貢献して記録に残っている人物は、裁判記録上は「職業不明」となっている囚人の中に見受けられる。例えば、建物用のレンガ焼きを指導した James Bloodworth¹³ や、釈放後 Phillip から土地を与えられ、農業知識を生かして1年間で自分の家族を養える収穫をあげた James Ruse が挙げられる¹⁴。植民地では現地に着いてから必要に迫られて、知識と技術を持っている者が選び出された様子がこれから推測される。

一方、女性の囚人の職業把握率は、男性に比べ極めて高い。192人中133人(69.27%)と、男囚の3分の1に対し女囚はほぼ7割に達している。職業の把握率は高いが、最もも多い職種は家事手伝い51人(職業把握者の38.34%)に上る。これに召使い9人、行商8人などモノつくりにかかわっていないサービス業の20人と、無職の18人を加えると、合計98人(同73.68%)とほぼ4分の3を占める。当時の女性の職業が極めて限られた補助的なものであったことを示している。技能職種としては、マントつくり7、裁縫5、婦人帽子つくり4、糸つむぎ3、手袋つくり2など35人(同26.31%)にとどまり、この少ない人数が生活関連の製品つくりにかかわったと思われる。

③資材の不足と、不十分な準備=植民地建設に必要な種子、家畜などの資材が整わず、また、大規模船団による長距離航海への準備が不十分なまま出港した。

第1船団は2隻のイギリス海軍の軍艦と6隻の囚人輸送船、3隻の貨物船の計11隻で構成された。軍艦のほかは全て民間船を政府が借り上げた船であった。囚人のほか監視役の海兵隊などを含め1350人が乗り込んだ。船団は1787年5月13日にイギリスのポーツマスを出港、カナリア諸島を経ていったん大西洋を渡り、ポルトガル植民地ブラジルのリオデジャネイロで1ヶ月休養、アフリカ南端のケープタウンにさらに1ヶ月寄港した後、暴風圏に近いインド洋を東進してタスマニア島の南を回り、オーストラリア東岸のボタニー湾には1788年1月18日に到着した。全航程は2万9000キロ、7ヶ月に及ぶ当時としては稀にみる大船団による大航海であった。船団は1月26日に安全な停泊地と水に恵まれたボタニー湾の北にあるポート・ジャクソンの深い入り江に移動、現在のシドニーに上陸して「ニューサウスウェールズ植民地」を成立させた。

Phillip は船団の寄港地、リオデジャネイロ、ケープタウンで不足資材の購入をせざるを得なかった。リオデジャネイロでは囚人監視役の海兵隊の小銃弾薬を調達した。出発以前にすでに衣服がボロになっている者が目立っていたにもかかわらず、替りが支給されなかつたため女囚の衣類用にタピオカ¹⁵の袋を100袋購入した。ケープタウンでは、農耕用の種子、家畜を買い入れた。ここまで來るのにすでに5ヶ月を要しているから、その間の飼料を考えれば、ケープタウンでの家畜積み込みは妥当ともいえようが、牛、馬、羊など100頭以上、家禽類を含めれば、500にも上る動物のスペースは船団の構成では全く考えられていなかつた。このため、女囚の乗っていた船1隻を家畜用に振り向いた。女囚は他の女囚船に分散乗船させ、超満員の船室で最後の最も危険で困難なボタニー湾への1万2000キロの航海に臨むことを余儀なくされた¹⁶。

当時の長距離航海でもっとも恐れられた壞血病の予防法は Cook がすでに発案し、実行していたにもかかわらず、Phillip が再三要請した予防食は積み込まれなかつた。船団が2カ所の寄港地で長期の滞在をしたのは、そこで十分な休養を与え栄養の補給をして、長期の航海に耐える体力をつけさせるのが目的であった。全航海中の死者が囚人40人など全部で48人にとどまったのは、当時とすれば奇跡的ともいえる低い死亡率であった。船団の指揮官としての有能な Phillip の功績によるところが大きい。逆にいえば、有能な個人の力がなければ、第1船団が1隻の損失も、大量の死者も出さずにボタニー湾に着くのは不可能であったといえるような準備不足の送り出し方であった。

④選別基準と「男女比率」=流刑囚の唯一の選別基準は「若さ」であり、男女比率であった。女囚が少ないため、ボタニー湾流刑地計画の決定後に女囚に対する流刑判決が集中している。

流刑問題を審議した下院委員会が強く求めたのは「若さ」で、これを受けてピット内閣は唯一この基準を囚人の選別に適用した。従って年齢判明者でみると年齢別の構成率には男女間に大きな開きはない。しかし、年齢の把握率では男女囚の間に大きな開きがある。男性囚人では、4分の1の147人（25.04%）にどまっているのに対し、女性囚人の把握率は3分の2の127人（66.14%）に上っている。

男性囚人の年齢を分類すると、16—25歳が70人（47.61%）。年齢階層の上限を30歳に引き上げ16—30歳にすると106人（72.10%）、16—35歳では123人（83.67%）と若い労働力が大半を占めている。しかし、年齢の判明率の低さは「若さ」の基準が単に「若くて、丈夫そうに見える」ことにあったことをうかがわせる。年齢構成率は女囚の場合もほぼ同じ傾向で、16—25歳が62人（48.81%）。年齢階層の上限を30歳に引き上げると、95人（74.80%）、16—35歳にすると112人（88.18%）に達する。この女囚の年齢構成に男囚に比べはるかに高い年

齢判明率を重ね合わせると、若い女性の囚人を確実に流刑地に送り込もうとしたイギリス政府の意図がはっきりと示されている。

[表1 男・女囚年齢構成表]^⑪

年 齢	-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-45	46-50	51-55	56-	不 明	計
男 囚	7	26	44	36	17	3	8	1	2	3	440	587
女 囚	1	23	39	34	17	5	1	4	1	2	65	192

(資料 Cobley, J., 1982)

裁判記録の裁判開始日で分類すると、男囚と女囚の間に大きな隔たりがある^⑫。男性囚人の裁判開始日は1782年1月—1787年3月までの間に分散している。これを各年別にすると、1781年4人、82年21人、83年87人、84年203人、85年179人、86年91人、87年2人となる。最も集中した84年1月から86年3月までを取り出すと453人で、男囚全体の77.17%を占める。ピット内閣がボタニー湾計画を決定した86年8月以降の裁判開始者は、僅かに16人、全男囚の2.72%である。

この数字は1784年ごろから激増した犯罪と、それに伴う収監者であふれた監獄の対策としてボタニー湾計画が、拙速で立てられた経緯を裏付けている。

これに対して女囚の裁判開始日は、男囚とはっきりとした対比をみせている。192人の女囚のうち裁判開始日が不明の4人を除く188人を調査対象とすると、1782年10月—87年4月の間に裁判が始まっている。これを年次別にみると、1782年2人、83年12人、84年21人、85年38人、86年73人、87年42人となる。

男囚の裁判集中時期である1784年1月—86年3月の間に裁判が始まられた囚人の全男囚に対する比率77.17%に近い比率を、女囚の裁判開始時期の分布から拾うと、1785年3月—87年4月(147人、78.19%)となる。男囚に比べ裁判の集中時期が1年以上後にずれていることが分かる。

この傾向は、ボタニー湾流刑計画決定後の1786年8月以降の数字でみるともっとはっきりする。女囚のうち86年8月以降の裁判開始者は、74人(39.36%)とほぼ4割に達している。これを男囚の16人(2.72%)と比べると大きな違いが見出せる^⑬。

女性に対する流刑判決は、下院委員会で流刑地選定問題が集中的に審議され出した1785年以降に増えだし、特にボタニー湾計画の確定後に急増していることは否めない。流刑囚の犯罪内容の分析と流刑相当犯の罪状については後述するが、女囚が当時の流刑相当の犯罪を犯した者であることは、裁判記録を見る限り間違いない。従って意図的に女性流刑囚をつくったというのは誤りであるが、男囚の裁判時期と比べた裁判時期の偏りは、女性の流刑囚を増やす政策的意図があった、と推論するのに十分な根拠を与えていている。

Mary Long のケースはその裏付けの一つで、街道強盗の罪でいったん死刑を宣告されたが、ニューサウスウェルズへの流刑を条件に恩赦を受けた。この恩赦の決定は第1船団がポートマスを出港した10日後の5月23日に出されている。

このような努力にもかかわらず、第1船団の流刑囚779人の男女の比率は、男囚75.35% (587人) 女囚24.65% (199人) とほぼ3対1の割合にしかなっていない。しかし、Robson の15万人抽出調査による男女囚比率6:1に比べれば2倍の比率であり、オーストラリア流刑植民地の初期にイギリス政府が女性の送り込みを熱心に図ったことがうかがわれる。

[表2 男女囚別裁判開始日一覧]

	1781年		1782年		1783年		1784年		1785年		1786年		1787年		
	男囚	男囚	女囚	男囚	女囚	男囚	女囚	男囚	女囚	男囚	女囚	男囚	女囚	男囚	女囚
1月			1			3		18	2	20	3	15	2	1	18
2月					5			8		13	3	1	4		5
3月			3			15	3	33	4	70	10	55	12	1	2
4月					6			29	1	12	4	1	12		17
5月	2							19	2	3	3			4	
6月					2					4	1	1	1		
7月	1	8			12			38	4	45	5	4	6		
8月					11	2	12	3				11	10		
9月			3			17	5	12				4			
10月			5	1	4			15	1	6	4	1	13		
11月			1			1		1		1					
12月	1			1	11	2	18	4	5	1	2	9			
計	4	21	2	87	12	203	21	179	38	91	73	2	42		

(原資料 Cobley, J., 1982)

Phillip は新しい植民地の人的基礎が囚人によってつくり出されることをひどく嫌っていた。女囚を隔離して海兵隊員をはじめ植民地の行政官と交わらないようにし、海兵隊員の妻には実現こそしなかったが女囚より優れているとみたポリネシア人女性を迎えることを考えていた。しかし、その一方で現実の問題として囚人の間の結婚を奨励していたし、これが本国政府の政策を反映していたことは容易に推論できる。イギリス政府や下院委員会が、若い男囚とできるだけ多くの女囚の送り込みを図り、流刑植民地に彼らが結婚によって定着するのを期待していたことは、次にあげるような事実からみても間違いない。

Keith Willey は「18世紀の総督たちはむちと、絞首刑台を規律を正すために使ったが、一方で、ヒューマニティについて今日の監獄の管理者とは違った考え方を持っていて、囚人の性

的欲求に対してはもっと配慮していた。Phillip は初めから第 1 船団で連れてきた人々が、新しい国の子孫を生み出す元になるであろうことに気付いていたし、気っていた」が、その一方で「男囚に対して“中でもふしだらな”女囚が時に訪問者を受け入れるのを認めることをもくろんでいた。その代わりに、ほかの女囚は隔離して住まわせ、がっかりした男囚が彼女らと結婚するのを期待していた」。また「Phillip はロンドンへの報告書簡でこの女囚の大部分はふしだらな恥知らず者だが、これからもっと囚人を送り込むには、さらに多くの女性が必要である」と書いている²⁰。

ピット内閣がまとめたボタニー湾流刑地計画の表題は「流刑囚の有効な処分計画の要点」(The Heads of a Plan for Effectually Disposing of Convicts) となっている。この中で流刑は「わが国特に、首都での犯罪者の激増からもたらされる害悪に対する対策である」と述べている²¹。ピット首相もボタニー湾植民地の経済性をめぐる論議の中で「囚人の処分法の中でこれほど安上がりなものはほかにない」("No cheaper mode of disposing of the convicts could be found") と答えている²²。

注目されるのは「Disposing of」の持つ意味である。ボタニー湾計画が植民地建設よりも、囚人の「処分」に重点が置かれていたことをこれ以上に明示する言葉はない。

イギリス社会は、犯罪の増加については日常の問題として大きな関心を持っていましたが、犯罪者をどう処分するかについての関心はどうであったか。当時の新聞は発行部数が少なく、読者層も限られていた。従って新聞の扱いが社会の関心を反映していたとは言い切れないが、TIMES の紙面で調べた限りでは、第 1 船団の 1787 年 5 月 13 日のポーツマス出港については 1 行も報じられていない。当日は新聞が休刊の日曜日であったが、その前後にも掲載はない。流刑囚のイギリス国内での移動や、出航後の船団の動静は紙面に現れているから、流刑問題に無関心であったとはいえない。しかし、第 1 船団の出港というオーストラリア植民の大きな節目が全く見過ごされたことは、社会的な関心の薄さの反映である。当時の情報伝達手段の不備を考えれば、もっともなことでもあるが、TIMES は船団の動静についてケープタウンまでは伝えているが、ニューサウスウェールズ植民地の成立をはじめ、第 1 船団移住者のその後の状況は一切報道していない²³。TIMES の扱いからみても、第 1 船団の出帆は「忘れた船出」であり、ニューサウスウェールズ植民地はイギリス社会から「見捨てられた植民地」であった。

IV 流刑囚はどんな犯罪者だったか

流刑囚の犯罪内容をみると、注意しなければならないのは、現在の犯罪とそれに対する刑

罰とは全く違った基準で刑罰が決められていたことである。死刑相当の犯罪は極めて広範囲なものであった。死刑になる犯罪は、1668年には約60項目であったが、ロンドンなどの都市を中心に犯罪が増え始めた1660年から1819年の間に新たに加えられた死刑相当犯罪は、187項目にも上った。今日の刑法の概念からでは納得できないような多くの種類の犯罪が死刑相当犯罪とされていた。そのいくつかをあげると、通貨偽造、夜盗、家屋侵入、街道強盗、脱獄、1シリング以上のスリ、屋内での40シリング以上の窃盗、家畜盗、庭園・街路の樹木伐採、脅迫状の送付——などが全て死刑になる犯罪であった²⁴。刑罰は財産保全の考え方方が強く、いかなる形であっても財物に対する「盗み」には現在の感覚では想像しにくいほど厳しい刑が課せられていた。

当時の刑罰の基準を前提にして、第1船団流刑囚の犯罪を分析してみよう。まず裁判での判決内容に従って犯罪の種類を次の7つに分類した。

窃盗（スリを含む）、家屋侵入盗、家畜盗、街道強盗、その他の屋外強盗、盗品受領、脱獄。判決に罪状が書かれていない者を差し引いた男性流刑囚573人、女性流刑囚182人をそれぞれの基数として分類、比率を出したのが次の表である。

[表3 男女囚犯罪別一覧表]²⁵

	窃 盗	家 屋 侵 入 盗	家 畜 盗	街 道 強 盗	その他の 屋外強盗	盗品受領	その他の 犯 罪	脱 獄
男 囚	304 (36) 53.05%	128 (59) 22.33%	24 (23) 4.18%	77 (63) 13.43%	9 (3) 1.57%	6 — 1.04%	23 (5) 4.01%	2 — 0.34%
女 囚	115 (11) 63.18%	32 (15) 17.58%	1 (1) 0.54%	14 (9) 7.69%	4 (1) 2.19%	7 — 3.84%	9 (1) 4.94%	— — —
計	419	160	25	91	13	13	32	2

（原資料 Cobley, J., 1982）

註：（ ）はそれぞれの犯罪で死刑判決を受けた後、恩赦で流刑となった者の数。

この犯罪分類でも分かるように、第1船団の流刑囚はその圧倒的多数が窃盗犯であるのが、第1の特色である。男女囚の合計でみると、全流刑囚の過半数を超す55.49%が窃盗犯。この割合は女囚の方が高く63.18%に達している。家屋に忍び込んだり、押し入ったうえでの盗みを加えると、男女囚の合計で579人（76.68%）と全流刑囚の4分の3を超える。この数字は8割が窃盗というRobsonの全流刑囚抽出調査の数字とほぼ一致し、第1船団の時から流刑囚の犯罪の主体が窃盗犯であったことを示している。

次の特色は、第1船団の流刑囚には、なんらかの政治的理由で罪となった者が1人もいなすことである。Robsonの調査でも政治犯は全期間を通じて少数であったとの結果がでてい

る²⁷。また、殺人、強姦のような凶悪犯は1人も含まれていない。前掲の表の「その他の犯罪」の中には、11人の詐欺、文書偽造等の知能犯が含まれているが、その比率は1.45%と極めて小さい。

女囚の資質を論議するときにいわれる売春婦が多かったという説については、第1船団の女性流刑囚の裁判記録には一切記述はなく、それに対する答えは読み取れない。裁判記録の中にある「貧しい不幸な町の女」という職業欄の記述や、Phillip の言質をはじめとする第1船団の行政官が書き残した記録にしばしば「ふしだらな女」「あばずれ女」といった表現が登場するところからみて、売春歴を持った女囚が含まれていたことは十分推測される。

流刑囚の大多数を占める窃盗犯がどのような犯罪を犯した者であるか、いくつかの判例を次にあげてみる。現在の基準でいえば微罪ともいえる犯罪が、当時の盗みに対する厳しい法によって全て7年の流刑となっている。

Elizabeth Thackery は絹のハンカチ1枚の窃盗。彼女は22歳の人妻で、流刑が家庭の崩壊につながったことは容易に想像できる。女囚で2番目に高齢の Elizabeth Beckford 70歳は、チーズ12ポンドを盗んで。麻のドレスなど3点計7シリング相当を盗んだ女囚で最年少の Elizabeth Hayward は13歳。男性の囚人では、24ペンス（2シリング）相当の本2冊を盗んだ William Francis。ともにハンカチ1枚をそれぞれ盗んだ Phillip Farrell と Joshua Taylor ——が典型的な微罪流刑囚である。

しかし、この一方では死刑相当犯罪が余りにも細かく規定されていて、裁判官の裁量の余地が少なかったため、しばしば事実認定を意図的に変更して情状を酌量、死刑を救済している。家屋侵入はそれだけで死刑であったが、忍び込みや、押し入ったうえで盗みを犯した者が家屋侵入は無罪、盗みのみ有罪という判決を受け流刑になっている。その数は男囚の家屋侵入犯128人のうち51人（35.84%）に比べ、女囚では32人のうち17人（53.12%）とその割合が高い。女性に対する寛大な情状酌量ともとれるが同時に、死刑にするよりも女性の流刑囚を増やすという側面も否めない。

次にあげるのは男女囚の“減刑”的例である。

Susannah Blanchett (23) は家に忍び込んで、綿ドレス2着をはじめ衣類と靴など26点、計82シリング相当を盗んだ。40シリング以上の窃盗は当時は死刑相当犯罪であったが、判決では家屋侵入は無罪、窃盗については39シリング分についてのみ有罪とされ、7年の流刑を宣告されている。

Anthony Rope (26) は朝の7時ごろ家に忍び込んで、プリントの綿ドレス2点、絹のペチコート1点など計16点55シリング相当と銀貨2枚、3シリングを盗んだ罪で捕まったが、

裁判では家屋侵入は無罪とし、盗品の価格を35シリングとみなして7年の流刑となった。

厳しい死刑相当犯罪のワクを緩められるのは恩赦である。いったん死刑の判決を下してから裁判官、ときには検事が「恩赦の申し出で」を勧めている。男性流刑囚で死刑から恩赦によって流刑となった者は200人、女性では36人に上っている。この比率は男囚では全男性囚人の約35%に当たる。女囚では約20%にとどまっているが、男女囚の合計に対する比率でみると約31%にもなる。この数字は当時のイギリスで凶悪犯罪が多かったというよりも、いかに死刑適用犯罪の種類が多く、裁判官が法にしばられて自らができない情状酌量を恩赦に求めていたことを示している。次はその例の一つである。

Margaret Dawson (16) は裁判記録からは盗んだ時の状況が明らかではないが、高額窃盜で死刑宣告を受けた。盗んだのは綿ドレスなど衣類20点、40シリング相当、指輪3点、50シリング相当、硬貨62枚、28ポンド13シリング5ペニス余り。犯行時15歳で初犯であることから検事、陪審がともに恩赦を勧め、ニューサウスウェールズでの7年の流刑となった。

しかし、このような恩赦の一方で、法律の定めに厳しく従って年齢などにはかかわりなく刑が宣告された例もある。

女囚の最高年齢者は古着売りの82歳の老婦人 Dorothy Handland で、偽証罪によって7年の流刑となり、流刑地に着いた後首つり自殺をして、植民地初の自殺者となった。男囚で最年長者は66歳無職の Joseph Owen。前掛け5枚と毛の靴下1足を盗品と知りながら受け取った罪で流刑14年となった。第1船団で最年少9歳の John Hudson は、深夜に家に忍び込んで盗みをした疑いで捕まったが、誰かに強制されて盗みをした疑いが強く、釈放すればまた悪者の手先になるだけだと、7年の流刑地送りとなった。

V 捨てられた集団とその心情

これまでに第1船団流刑囚の犯罪傾向を概観したが、これによって引き出される「流刑囚はどんな犯罪者だったか」に対する答えには、樁の両面ともいえる2つがある。

「やはり犯罪者集団であった」という解釈と「流刑囚はイギリス社会のひずみの被害者である」との見方である。オーストラリアでは1950年代に入って歴史学者の Manning Clark が初めて流刑囚の実態に迫り、その犯罪内容を明らかにするまで、約200年前の流刑囚による植民地建設は“建国神話”的な闇の中にあった。詳しく触れたくない過去であり、漠然とした「被害者説」で建国の史実が美化された。それにオーストラリア植民地建設が当時のイギリスにとって、フランスとの間でアジアと太平洋での霸権を争うための戦略拠点として重要であったこと、海軍力維持の戦略物資であった帆柱の杉と帆布原料の亜麻を産するノーザンク島²⁴の確保という大義名分が付け加えられていた。

ところが Clark に続いて Robson の大規模な流刑囚調査をはじめ、多くの研究者が流刑囚の実像に迫った。本稿でも明らかなように流刑囚は窃盗犯を中心とする犯罪者であったことが浮き彫りになったのである。さらに近年のオーストラリアでの研究は、この犯罪者像を踏まえたうえでその背後にある当時のイギリス政府の政策的意図の解明の方向に変わってきている。

この流れは、オーストラリアのイギリス離れと極めて一致している。イギリスのヨーロッパ共同体（EC）加盟の具体化と、スターリング貿易圏の崩壊によって、オーストラリアの経済構造は資源産業の興隆と相まって、それまでのイギリス依存から大きく転換した。それと同時に進み出したオーストラリア・ナショナリズムの確立への動きと、この流刑囚研究の展開は無縁のものとはいえない。最近のオーストラリアのイギリスの王冠からの脱却と、共和制への移行の動きの急展開とも深いかかわりを持っているが、本稿ではその指摘に止めておく。

第 1 船団流刑囚の犯罪の分析と、植民地建設に至るイギリス政府の政策決定過程の検証で、流刑囚たちが自らの意思とは全くかかわりなく当時のイギリス社会にとって、「無用な者」「害になる者」として「オーストラリアに捨てられた」状況が明らかである。

本稿では、第 1 船団の流刑囚を「犯罪者集団」と「被害者集団」のいずれでもなく、「捨てられた集団」としてとらえ、16万人に上るオーストラリア流刑囚集団が、オーストラリアの国民性の形成に与えた影響について若干の考察を試みて結びにする。

第 1 船団の流刑囚が書き残したものがないため、流刑囚がどのような心情でオーストラリアに送られたかは、推論にとどまり直接的には明かにできない。しかし、まだほとんどのイギリス人にとっては全く未知の大陸であったオーストラリアへの流刑が極めて過酷な刑罰であったことは、容易に推察できる。死刑の宣告を受けて減刑された囚人ならばともかく、大多数を占める窃盗犯にとっては、罪の重さをはるかに上回る死刑に等しい判決であった。「18世紀後半には流刑が死刑にとって代わられることが多くなつたが、死刑と同じく恐ろしいものであった。流刑地に送られる航海中に多く者が死んだし、ほんの一握りの者しか刑期を終えて帰ってこなかつた」²⁹。オーストラリアへの流刑囚の95%は再び故国をみることはなかった³⁰。

イギリスからアメリカへの移民は、信教の自由を求めた者はもちろん、船賃をアメリカでの労働を担保に借りた年期奉公人でも、よりよい生活を求めて自分の意志で大西洋を渡った。オーストラリアへの強制移民者である流刑囚に欠けていたのはこの点である。むしろ無理矢理に断ち切られた故国イギリスへの望郷の念は極めて高かった。同時に流刑地に着いても鎖

につながれて働くかされた囚人たちの自由へのあこがれもまた強かった。望郷の念と自由へのあこがれは、流刑囚がオーストラリアの国民性形成に残した大きな影響である。

この点についての詳しい考察は他の機会に譲るが、ここではオーストラリア人が愛好し、歌い継いでいる二つの「ブッシュ・ソング」⁽¹⁾を、オーストラリアに捨てながら抱いた故国イギリスへの愛着と、自由への渴望という一見矛盾する心情の例示としてあげておきたい。

“Moreton Bay”は、1820年代の初めに流刑になってオーストラリアに送られた Frank McNamara の作詞である。モートンベイ（現在のブリスベーン）はオーストラリアに流刑になった後、現地でさらに犯罪を犯した者が送られる重犯者の懲罰流刑地であった。この詩は過酷な流刑囚の扱いで知られた流刑地の Logan 司令官を、流刑囚が先住民アボリジニの手を借りて殺し、苦しみから解き放された喜びを語っている。

詩の第一節では流刑でイギリスを離れなければならなかった男の故郷への想いが語られている。

日曜の朝ブリスベーン川のほとりを
たまたまさまよい歩いていると、
日当たりのよい川の岸辺に寝そべって、
囚人が運命を嘆いているのが聞こえてきた。
私の生まれはエリン島⁽²⁾、
生まれ故郷をあとに流刑になった。
年老いた両親から引き裂かれ、
心底 恋い慕っていた娘から引き裂かれて。

Logan 殺害事件が1830年であるから、作られたのはその少し後、流刑囚移送の最盛期のころと推定される。多くのブッシュ・ソングが故国の民謡の旋律をなぞっているが、この歌もアイルランド民謡の替え歌の形を取っている。イギリスへの想いを替え歌に託して歌う——ここにオーストラリア社会に広く見出されるイギリス的なものへの執着ともいえるこだわりの片鱗がある。

もう一つのブッシュ・ソング “Waltzing Matilda”は、オーストラリア人が最も好きな国民歌ともいえる歌である。1977年の国歌制定の国民投票では4候補歌の一つとなり、2つにしぶった最終投票では現国歌 “Advance Australia Fair” の得票数441万票の半分を超える235万票の支持を得た。全投票数の3分の1以上34.7%の得票にこの歌に対するオーストラリア人の愛着がのぞかれる。作詞は Banjo Paterson で、オーストラリア・クインズランド州の内陸部で語り継がれていた話をもとに19世紀の末に作られた。

牧羊業が産業の中心だったそのころのオーストラリアでは、羊牧場での働き口を求めて放

浪する男たちがいた。この男たちは身の回り品をまとめた包み Swag を背にしていたので Swagman と呼ばれた。作詞の経緯はいろいろあり、それ自体が伝説となっているが、歌われている話の筋は次のようなものである。

“Waltzing Matilda”で語られる Swagman は、放浪の旅の途中、乾期で涸れた川がつくった沼のほとりで野宿をする。その沼に水を飲みに来た羊を捕まえて袋に詰め込んだところを牧場主に見付かり騎馬警官に追われる。「俺を生きたままで捕まえてみろ」彼は沼に飛び込んで命を絶つ。当時、家畜泥棒は捕まれば死刑であった。

オーストラリア社会に特徴的な価値観の一つに、権力に「縛られたくない自由」がある。この自由は「反権力」ではなく「非権力」への性向である。この物語が国民歌として歌い継がれているのは、権力に捕らわれるよりも、自ら死を選んだ放浪の Swagman にオーストラリア人が自由人のひとつの理想を見出しているからである。

註

- (1) *THE CRIME OF THE FIRST FLEET CONVICTS* 収録の流刑囚は総計779人だが、文献によっては数字が異なる。*THE FATAL SHORE* では736人、*Short History of Australia* は750人余りとしている。
- (2) Lloyd Robson は1965年にイギリス内務省記録の流刑囚15万人から20人に1人を抽出して調査した。今までに行われた最も大規模な調査である。
- (3) Hill, C. P., 1985, p. 2
- (4) Hughes, R., 1988, p. 25
- (5) Hill, C. P., 1985, p. 3
- (6) Shaw, A. G. L., 1977, p. 40
- (7) Shaw, A. G. L., 1977, p. 39
- (8) Mingay, G. E., 1975, p. 110
- (9) Hughes, R., 1988, p. 41
- (10) *Historical statistics of the U. S. colonial time to 1957.* (宮野啓二『概説アメリカ経済史 5 章』有斐閣 1983, p. 93)
- (11) Willey, Keith, 1979, p. 34
- (12) Willey, Keith, 1979, p. 37
- (13) Hughes, R., 1988, p. 90
- (14) Clark, Manning, 1969, p. 29
- (15) タピオカとは熱帯産のタピオカの根からつくった食用でんぶん。
- (16) Hughes, R., 1988, pp. 81-82
- (17) 年齢分析の基準年は第1船団の出港した1787年、生まれ月の記述がないので若干の誤差はある。
- (18) 裁判記録では判決日の記述がないものが多く、分類は開始日を基準とした。
- (19) 裁判開始日一覧で女囚の比率の基数は、開始日不明の4人を除いた188人。
- (20) Willey, Keith, 1979, p. 41
- (21) Hughes, R., 1988, p. 66
- (22) Shaw, A. G. L., 1977, p. 55
- (23) TIMES 紙の調査は Central Reference Library London 所蔵の TIMES のマイクロフィルムと The

TIMES Index による。

- (24) Shaw, A. G. L., 1977, pp. 26-27
- (25) 犯罪比率の基数は、No Detail, No Record を除いた人数。Felony, Larceny とのみ記載で具体的な犯罪内容が不明の者も含む。
- (26) 脱獄の項の 2 人は原判決が不明で脱獄のみ記載がある者の数。このほか原判決と並んで脱獄でも裁判を受けた者46人（うち15人は死刑判決のあと恩赦で流刑。29人は判決を含め裁判記録がない）
- (27) 政治犯は少ないが、そのほとんどがアイルランドからの政治犯。
- (28) ノーフォーク島はシドニーの東北東約1600キロにある周囲32キロの小島。第1船団のシドニー入植の直後から植民地化が図られた。
- (29) Mingay, G. E., 1965, p. 123
- (30) Nicholas, S., 1988, p. 9
- (31) ブッシュ (Bush) とは、「田舎」「奥地」を指す。ブッシュ・ソングは、オーストラリアの奥地で歌い継がれてきた民謡をいう。
- (32) エリン島はアイルランドの詩語。

参考文献

- (1) Cobley, John, 1982, *THE CRIME OF THE FIRST FLEET CONVICTS*, Angus & Robertson Publishers, Australia, Sydney
- (2) Hill, Charles Peter, 1985, *British Economic and Social History 1700-1982*. Hodder & Stoughton, London
- (3) Hughes, Robert, 1988, *THE FATAL SHORE, A History of the Transportation of Convicts to Australia 1787-1868*, Pan Books Ltd., London
- (4) Shaw, Alan George Lewers, 1977, *CONVICTS AND THE COLONIES, A Study of Penal Transportation from Great Britain and Ireland to Australia and other parts of the British Empire*, Melbourne University Press, Carlton
- (5) Mingay, G. E., 1975, *Georgian London*, B T Batsford Ltd., London
- (6) Willey, Keith, 1979, *WHEN THE SKY FELL DOWN*, Collins, Sydney
- (7) Clark, Manning, 1969, *A Short History of Australia*, Tudor Distributors Pty. Ltd., Sydney
- (8) Ed. Nicholas, Stephen, 1988, *Convict Workers, Reinterpreting Australia's Past*, Cambridge University Press, Cambridge